

平成19年度における医療費適正化対策の推進

(一部18年度補正予算対応を含む)

保険局総務課医療費適正化対策推進室

国庫補助

1. 保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修に必要な経費（新規）

(概要)

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び特定保健指導の実施が平成20年度より医療保険者に義務づけられる。これに伴い、医療保険者における特定保健指導の実施に携わる保健師及び管理栄養士の養成を行うため、各都道府県の保険者協議会において、実践的な特定保健指導のプログラムを習得させる研修を行うものである。【1/2補助】

(H19年度予算額(案))【国保連合会(保険者協議会)】 0.5億円

2. 医療保険者の特定健診・保健指導実施計画策定に関する支援・助言に必要な経費（新規）

(概要)

平成20年度より、各医療保険者に「特定健康診査等実施計画」の策定が義務づけられる。これに伴い、各都道府県の保険者協議会において、この計画に関する専門知識を有する保健師等を雇用し、計画策定の支援・助言を行うものである。【1/2補助】

(H19年度予算額(案))【国保連合会(保険者協議会)】 0.4億円

3. 特定健診・保健指導のデータ管理システムの開発に必要な経費（新規）

(概要)

平成20年度より、各医療保険者に特定健診・特定保健指導に関する記録の保存が義務づけられる。国保に関しては、各都道府県の国保連が、国保からの委任を受けて健診等のデータを電子的に管理する場合におけるコンピューター処理システムの導入に必要な経費を補助する。健保組合に対しても、システム導入に必要な経費を補助する。【定額補助】

(H18年度補正予算額(案))【国保中央会・国保連合会】 35.5億円

(H19年度予算額(案)) 【健保組合】 23.2億円

平成19年度における医療費適正化対策の推進

地方財政措置

1. 療養病床の再編成に向けた支援措置事業（新規）【老健局】

(概要)

- ① 療養病床の再編成に伴う受け皿づくりや高齢者の住まいの在り方などを含めた地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、各都道府県が策定する「地域ケア整備構想」に対する支援措置
- ② 療養病床の円滑な転換を推進するために必要な研修会等の開催に対する支援措置

8. 1億円

2. 特定健康診査・特定保健指導を実施する事業者等の情報収集事業（新規）【健康局】

(概要)

- ① 適切なアウトソーシング先を確保するために実施する、健診・保健指導実施事業者に係る情報収集に対する支援措置
- ② 保健師・管理栄養士の資格を有しながら、特段の職に就いていない者であって、保健指導等の業務に関心の高い者を掘り起こすための調査事業に対する支援措置
- ③ インターネット等による①、②に係る情報提供に対する支援措置

3. 1億円

3. 医療費の現状分析・適正化対策の行財政等への効果分析事業（新規）【保険局】

(概要)

医療圏又は市町村ごとの医療費の要因分析及び将来見通しの推計や医療提供・利用状況分析を行うとともに、病床の再編成等の医療費適正化対策を行った場合に都道府県行財政等にもたらす効果を数量化する事業に対する支援措置

9. 4億円

4. 医療費適正化計画作成に向けた支援措置事業（新規）【保険局】

(概要)

各都道府県における「医療費適正化計画」の策定に対する支援措置

6. 8億円

5. 医療機能に関する情報提供事業（新規）【医政局】

(概要)

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みの創設に対する支援措置

26. 7億円

特定健診・保健指導データ管理システム概念図（案）（参考）

＜国民健康保険における健診等の流れ図（案）＞

